

ともに、県内における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護すること。

2 定義（2条）

「個人情報」…個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
「実施機関」…公安委員会を除く全ての執行機関、議会
「事業者」…事業を営む法人その他の団体及び事業を営む個人
「本人」…個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

3 実施機関の責務（3条）

事業者の責務（4条）

4 適用除外（5条）

5 個人情報の収集の制限（6条）

個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

思想、信条及び宗教、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報等の収集をしてはならない。

個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

7 個人情報の利用及び提供の制限（7条）

法令の規定に基づくとき、本人の同意があるとき等の場合を除き、個人情報を取り扱う事務は目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

8 オンライン結合による個人情報提供の制限（8条）

安全性及び正確性の確保（9条）

9 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新な状態で保つよう努めなければならない。

保有する必要があるなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

10 委託に伴う措置等（10条）

11 職員の義務（11条）

職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

12 個人情報取扱事務の登録（12条）

個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る形で個人情報記録された行政文書を使用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

個人情報取扱事務に係る登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

登録の状況について、毎年1回、審議会に報告しなければならない。

13 開示及び訂正の請求（13条～23条）

開示及び訂正の請求（24条）

他の制度との調整（25条）

事業者が保有する個人情報の保護（26条～35条）

17 山梨県個人情報保護審議会（36条）

18 山梨県個人情報保護審査会（37条）

19 運用状況の公表（38条）
知事は、毎年一回、この条例の運用状況を公表する。

2 個人情報保護関連5法案の公布に伴う旧条例の全部改正

平成15年5月30日個人情報保護関連5法案が公布されたことを受け、知事から山梨県個人情報保護審議会に「山梨県個人情報保護条例の改正すべき事項」について諮問した。

平成16年10月15日山梨県個人情報保護審議会は、知事に「山梨県個人情報保護条例の改正に関する事項について」の答申を提出した。

1 国の法制的趣旨を取り入れる

我が国における個人情報保護制度の基本となる「個人情報の保護に関する法律」との整合を図り、国の機関が保有する個人情報に関する「行政機関が保有する個人情報に関する法律」が採用した新たな制度の趣旨を取り入れる。

現行条例は施行から11年が経過しており、その間高度情報通信社会の進展に対応するとともに、県民の権利利益の保護をさらに充実させるためには、利用停止請求権や職員等に対する罰則などの考え方を取り入れることが必要である。

現行条例の先進的部分は存続させる
現行条例では、思想、信条及び犯罪等の個人の権利利益を侵害する可能性の高い個人情報の収集原則禁止や個人情報保護は本人から収集するとする本人収集の原則オンライン結合による個人情報の提供の制限などの規定を設け、県の機関における個人情報の適切な取扱いを図ってきた。

これらの規定は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」には定められていないが、平成5年の施行時から11年余の間、県民の権利利益保護に大きな役割を果たしてきた。今後とも、県民の権利利益を適正に保護していくために、これらの規定は引き続き存続させる必要がある。

平成17年3月28日この答申に基づき、高度情報通信社会の進展を背景として、個人情報保護を取り巻く社会情勢に対応した、新たな個人情報保護制度を確立するため、旧条例を全面的に改正し、山梨県個人情報保護条例（平成17年3月28日山梨県条例第15号）が公布され、同年4月1日一部を除き全面施行された。（以下「条例」という。）

3 改正後の山梨県個人情報保護条例の概要

改正された主な事項は次のとおりである。

1 実施機関に公安委員会、警察本部を追加

2 請求権行使の対象を明確にするため、「保有個人情報」の考え方を採用

3 本人情報から直接書面で個人情報取得する際本人に対し利用目的の明示を義務化

4 安全確保の措置を努力義務から義務に強化

5 開示等の請求に係る手続き基準の明確化

6 個人情報保護の不適正な取扱いに対する利用停止請求権の創設

7 実施機関の職員等に対する罰則の創設

8 なお、改正後の山梨県個人情報保護条例の概要は、次のとおりである。

- 1 目的（1条）
県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることその他の県の機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いに係る県の役割を定め、もって県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること
- 2 定義（2条）
個人情報…個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名等の記述等により特定個人を識別できるもの（死者の個人情報の個人情報も含まれる）
保有個人情報…実施機関の職員が職務上作成、取得した個人情報で、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして実施機関が保有しているもの（行政文書に記載されているものに限る。）
個人情報ファイル…一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した情報の集合物
本人…個人情報によつて識別される特定の個人
事業者…事業を営む法人及び事業を営む個人
保有の制限等（4条）
3 個人情報保有するに当たり、事務遂行上の利用目的をできる限り特定する。
・ 個人情報保有するに当たりに必要な範囲を超えた個人情報の保有を禁止。更に相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた利用目的の変更を禁止。
4 取得の制限（5条）
・ 適法かつ公正な手段により取得しなければならない。
・ 思想、信条、犯罪歴等の個人情報の取得の原則禁止。
・ 原則として本人から取得しなければならない。
（例外）本人の同意があるとき、他の実施機関から保有個人情報の提供を受けるとき等
5 利用目的の明示（6条）
・ 本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し利用目的を明示しなければならない。
6 正確性の確保の努力義務（7条）
安全確保の措置（8条）
・ 保有個人情報の漏えい、滅失等安全確保の措置を講じなければならない。
・ 受託業者が受託した業務、指定管理者による管理業務の場合も同様。
8 従事者の義務（9条）
・ 実施機関の職員等又は受託業務従事者等（指定管理業務を含む。）は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
9 利用及び提供の制限（10条）
・ 利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供の原則禁止。（法令の規定又は法的拘束力のある指示に基づく場合を除く。）
・ 次の場合は利用又は提供ができる。ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき認められない場合に限られる。
i 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
ii 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当地な理由のあるとき等

- 10 オンライン結合による保有個人情報の提供の制限（11条）
- 11 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（12条）
- 12 個人情報取扱事務の登録（13条）
・ 個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルを使用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を備え付け、一般の閲覧に供する。
13 罰則
・ 実施機関の職員若しくは職員であつた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。（75条）
・ 同条の業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（76条）
・ 実施機関の職員がその職務を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（77条）
- 4 個人情報保護条例の施行状況について
条例第73条により知事は実施機関に対し、条例の施行状況の報告を求め、その報告をとりまとめ、毎年1回その概要を公表することとされている。
平成16年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況は、次のとおりである。（平成17年5月26日付け山梨県公報第1573号）
1 山梨県個人情報保護条例の施行状況
個人情報取扱事務の登録件数 555件
開示請求、訂正請求及び是正の申出の件数 3,000件
開示請求、訂正請求及び是正の申出の処理状況 3,000件
異議申立ての件数 0件
異議申立ての処理件数 2件
事業者の業務の登録状況 853件
事業者に対する調査、勧告及び公表の件数 0件
2 実施機関別の開示請求、訂正請求及び是正の申出の状況
知事 205件
委員会 635件
教育委員会 2,160件
人事委員会
（参考）
個人情報情報の開示請求、訂正請求、是正の申出及び不服申立ての件数の推移
（単位：件）

年度	H5~10の計						計		
開示請求	文書	31	14	24	21	11	29	21	151
請求	口頭	4,782	1,321	1,461	1,855	2,128	2,583	2,979	17,109
	計	4,813	1,335	1,485	1,876	2,139	2,612	3,000	17,260
訂正請求		0	0	0	1	0	0	0	1
是正の申出		0	0	0	0	0	0	0	0
不服申立て		1	3	3	4	0	2	0	13

第4 県立高等学校における保有個人情報の状況
各学校で保有する個人情報は概ね次のとおりである。

- 1 教職員に関する個人情報
 - ・勤務記録カード、異動内申等人事に関するもの
 - ・年次有給休暇請求簿等勤務に関するもの
 - ・給与基本台帳、扶養親族簿等給与に関するもの
 - ・健康診断書、共済組合員証等福利厚生に関するもの
 - ・その他教職員の表彰に関するもの等
- 2 生徒・保護者に関する個人情報
 - ・生徒・保護者の住所、電話番号、家族の状況等生徒の家庭環境に関するもの
 - ・授業料の収納、減免に関するもの
 - ・各教科の評定、等学習の記録に関するもの
 - ・出欠席に関するもの
 - ・生徒の事故・違反及び問題行動の記録等生徒指導に関するもの
 - ・生徒会活動・部活動等特別活動に関するもの
 - ・進路希望・模擬試験の記録等進路指導に関するもの
 - ・健康診断記録等生徒の健康に関するもの
 - ・各種奨学金に関するもの
 - ・その他生徒の表彰に関するもの等
- 3 外部講師、来校者、取引事業者等に関する個人情報
 - ・学校評議員、校医、講師等教育活動に必要な外部の協力者に関するもの
 - ・教育実習生に関するもの
 - ・物品購入契約、業務委託契約等に係る取引事業者に関するもの
 - ・その他学校の安全管理上来校者に記録を求め名簿等
- 第5 監査の結果

監査対象とした県立高等学校33校については、一部を除き保有個人情報の管理は概ね適切に行われていた。

しかし、次のとおり改善及び検討を要する事項が見受けられた。

 - 1 監査項目ごとの意見
 - (1) 保有個人情報の管理体制は整備されているか
 - ア 保有個人情報の把握を適切にすべきもの

監査では、各学校が保有する個人情報について自ら確認し、その状況を「保有個人情報に関する調査」に各学校において想定される30件の個人情報取扱事務をリストアップし、往査により提出された「保有個人情報に関する調査」と対比し、聞き取り調査及び確認作業を行った。

個人情報取扱事務の把握の仕方は、各学校の組織や運営体制が異なるため画一的な比較は行わず、事務局のリストアップした個人情報取扱事務を把握して認識しているものは、事務局のリストアップした個人情報取扱事務を把握して

いるものと判断した。
各学校における保有個人情報の把握状況は次のとおりであった。
(単位：校)

番号	事務の名称	○	▲	一	計
1	学校名簿作成事務	33	0	0	33
2	外国人留学生受入事務	0	0	33	33
3	各種資格(検定)取得事務	7	25	1	33
4	各種奨学金事務	21	12	0	33
5	学校見学事務(学校説明会等)	1	15	17	33
6	学籍関係・証明書交付事務(学籍簿等)	32	1	0	33
7	教育実習事務	14	16	3	33
8	学校評議員設置事務	5	28	0	33
9	高校生外国留学事務	3	6	24	33
10	成績評価事務	30	3	0	33
11	生徒指導要録取扱事務	31	2	0	33
12	聴講生の受入事務	0	1	32	33
13	入学関係事務(選抜試験等)	32	0	1	33
14	授業料収納事務	30	3	0	33
15	入学料・授業料減免事務	33	0	0	33
16	学校管理事務(来校者名簿)	0	28	5	33
17	学籍関係・証明書交付事務(交付申請書)	29	4	0	33
18	財産の寄附受入事務	0	22	11	33
19	財産管理事務(行政財産使用許可)	1	28	4	33
20	進路指導事務	32	0	1	33
21	特別活動(生徒会、部活動等)事務	14	19	0	33
22	生徒指導事務	33	0	0	33
23	学校給食指導事務	3	5	25	33
24	教科書学習書無償給与事務	5	3	25	33
25	通信制教育事務	1	0	32	33
26	学校関係団体事務(PTA、同窓会等)	9	8	16	33
27	図書貸出事務	16	17	0	33
28	学校保健管理事務	33	0	0	33
29	日本スポーツ振興センター災害共済事務	26	7	0	33
30	表彰事務(教職員・生徒)	12	18	3	33

○：保有個人情報として把握していたもの
 ▲：保有個人情報として把握していなかったもの
 一：該当しないもの
 ＊：番号欄に＊を付した事務は、条例第13条に基づき教育委員会で個人情報取扱事務として登録し公表しているものである。

上記結果のとおり、保有個人情報として把握していなかった事務がいくつか確認された。
 特に条例に基づき個人情報取扱事務として登録、公表されている事務について把握していなかった学校については、保有する個人情報に対する認識が不足しているものと考えられる。
 また、条例に基づき個人情報取扱事務として登録、公表すべき事務がいくつか確認された。

個人情報取扱事務の登録については、各学校共通の事務は、個人情報に係る事務を所掌する本庁の課長が、各学校固有の事務は校長が規則に定める様式に従い登録簿を作成し、総務課長に提出することとされている。
各学校で保有する個人情報の状況を適切に把握するとともに、条例に基づく個人情報取扱事務登録簿の作成を早急に実施されたい。

- イ 保有個人情報の保護・管理規程を整備すべきもの
各学校において、保有個人情報に関する管理体制、管理方法を定めた規程の整備状況を監査した。整備状況は次のとおりであった。
- ・ 保有個人情報に係る管理規程が整備済 3校
 - ・ 保有個人情報に係る管理規程が未整備 30校
- 規程が整備されている3校については、平成17年9月から11月にかけて規程の整備を行ったものである。

平成5年10月に施行された旧条例第9条において、「実施機関は、個人情報漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（「安全確保の措置」）を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、「必要な措置」とは「組織、規定等の整備、担当者研修」等が同条例の解釈運用基準により例示されている。この条項は、平成17年3月の旧条例の全面改正により努力義務から「必要な措置を講じなければならない」（第8条）と義務化されている。
保有個人情報の安全確保の措置が義務化され半年以上経過してもなお、9割の学校で規程の整備が行われていないことは、保有個人情報の重要性に対する認識が不足しているものと考えらる。
保有個人情報の適切な管理のために必要な体制や、管理方法を定めた規程を整備するなど個人情報の安全確保のための措置を講じられたい。

(2) 保有個人情報は適切に管理されているか

- ア 個人情報が記録されている文書の管理を適切にすべきもの
各学校の進路指導室及び保健室において保有する個人情報が記録された文書の管理状況について、監査を実施した。
進路指導室においては、生徒の進路調査結果、模擬試験結果、大学入試センター試験結果、推薦願書（進学・就職）、調査書（進学・就職）、大学入試受験・合否状況、就職試験受験・合否状況、進路先一覧等の文書が保管されていた。
保健室においては、生徒健康診断票、保健調査票、保健指導カード、学校保健データ、日本スポーツ振興センター災害給付加入同意書等の文書が保管されていた。
進路指導室、保健室においては、常時教員がおり文書の利用にあたっては、進路主任、保健主事等の許可を得て利用することとされていた。
文書は、文書保存ロッカー、書棚、カードキャビネット、机の引出等に保管されていたが、鍵のない書棚やカードキャビネットに文書を保管していた進路指導室が10校、保健室が8校あった。
また、机の上に模擬試験の結果が開いたまま置かれている学校や退室する際

出入口の施錠をおこなうため、文書を保管しているロッカー等は特に施錠をしないと回答があった学校がいくつかあった。
盗難等不測の事態を想定し、個人情報が記録されている文書は文書保存ロッカー等に施錠して保管するなど適切に管理されたい。

- イ 個人情報が記録されているパソコンの管理を適切にすべきもの
各学校の進路指導室及び保健室において、個人情報が記録されているパソコンの管理状況について、監査を実施した。
生徒の個人情報をパソコン本体のハードディスクに保存している学校は、監査対象の33校中進路指導室が32校、保健室が32校であった。
保存されたデータにアクセスする場合のパスワードの設定は、全ての高校で実施されていた。
パソコンの盗難防止策の実施状況は次のとおりであった。

- ・ パソコン本体を机等に鍵付きのケーブルで固定している 3校
- ・ 退室時に出入口の施錠を行うのみ 29校

外部からの不法侵入者によるパソコンの盗難事件が他県の学校で複数発生しており、パソコンの盗難は物的損失だけでなく、パソコンに保存されている個人情報の外部漏洩につながるおそれがある。
盗難等不測の事態を想定し、個人情報が記録されているパソコンは鍵付きのケーブルで机に固定するなど適切に管理されたい。

- ウ 第三者に保有個人情報を提供する場合は適切にすべきもの
各学校において保有する生徒の個人情報を第三者に提供する場合に該当する次の3件の事例について、本人の同意確認の状況について監査を実施した。

- ・ 大学受験の合否結果等の進路情報を予備校に提供する場合
- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に基づき生徒名簿を提出する場合
- ・ 同窓会に卒業生の名簿を提供する場合

それぞれの事務の概要と本人の同意確認状況は次のとおりである。

- 1 大学受験の合否結果等の進路情報を予備校に提供する場合「予備校」という大学進学を目指す生徒の多くは、各大学受験予備校（以下「予備校」という。）が実施する模擬試験を受験し、その結果に基づき志望校の合否判定や予備校が発表する各大学の入試難易度や模試結果による合否判定は、前年度以前の卒業生の模擬試験結果及び大学受験の合否結果を基礎資料として作成されている。
学校からの進路情報の提供は、予備校から送付される生徒の個票に各生徒の大学の合否の状況、進学先等を記入し、記入後生徒の氏名欄を切り離し各社に宅配便等により返送する方式、クラス、出席番号により生徒の大学の合否等を記入した一覧表を作成し各社の担当者へ直接手渡す方式等により行われている。
予備校は、個票に付番されている番号やクラスと出席番号により特定され

生徒の進路情報と模擬試験のデータと突合し、各大学の入試難易度の資料作成や模擬試験の判定に利用し、この結果は、各学校で下級生の進路指導の資料として活用される。

予備校への大学合否情報の提供については、平成16年2月、本人の同意を得ないまま情報提供を行っていたこと、図書券などの謝礼を受け取っていたなどとして全国的に新聞報道され、文部科学省は各都道府県教育委員会に対し、予備校への合否情報の提供にあたっては事前に本人の同意を得ることや金品の受け取りを各学校に行なった。これを受け県教育委員会も同様の指導を各学校に行なった。

大学受験の合否結果等の進路情報の予備校への提供の状況は次のとおりであった。

- ・ 予備校へ進路情報を提供している 20校
- ・ 予備校へ情報提供は提供していない 13校

この20校における、本人の同意確認の状況は次のとおりであった。

- ・ 文書により通知し生徒・保護者の同意書の提出を求める 5校
- ・ 文書により通知し不同意の場合は担任に申し出るよう求める 11校
- ・ 保護者説明会等で口頭で説明し了承を求める 3校
- ・ 文書により進路データの活用を了承を求める 1校

文書により進路データの活用を了承を求める1校の通知には、「全国的な予備校にのみ利用する」と記載があるのみで予備校に合否情報を提供することは明記されていなかった。

また、同意を求める通知は3学年の12月から1月にかけて、生徒・保護者あてに通知されている。

2 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に基づき生徒名簿を提出する場合

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、生徒の災害が発生したときに、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三ツ振興センター（以下「センター」という。）と学校の設置者との間にあって災害共済給付契約を結ぶことが必要とされている。名簿をセンターに送付することとなっている。

センターの災害共済給付の法令上、災害共済給付契約の締結に当たって、学校の設置者は、児童生徒等の保護者を得ることと規定されている。その同意を得る方法については、法令上特に定められていないが、センターにおいて、災害共済給付制度の概要の説明も兼ねた保護者あての通知文と同意書の参考例を作成している。

この参考例の文中には「加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、生徒等の名簿を提出することになっております。加入は任意となっておりますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、学校長に提出してください。」と記載されており、同意書には「真教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記生徒等が加入することに同意します。」と記載されている。この参考文例によると保護者に対して契約に基づき生徒の名簿（個人情報）

を第三者のセンターに提供することと、在学する間災害共済給付契約に加入することの同意を求めていると解される。この災害共済給付契約には監査対象である全ての県立高等学校が加入していた。

本人の同意確認の状況は次のとおりであった。

- ・ 参考例により名簿の提供及び加入の同意書を取得している 14校
- ・ 独自文書を作成し加入の同意書のみ取得している 6校
- ・ 入学手続きの際お知らせを口頭で説明し了承を求める 13校
- ・ 通知文はすべて入学時に保護者あてに出されている。

3 同窓会に卒業生の名簿を提供する場合

各学校には卒業生で組織する同窓会があり、在校生は卒業時に入会式等を経てその会員となる。同窓会は条例第2条第6項に規定する「事業者」に該当し独自の組織としての活動を行っている。

同窓会への卒業生の住所、氏名などの個人情報の提供の状況は次のとおりであった。

- ・ 卒業生名簿等により提供している 28校
- ・ 提供は行っていない（新設校で卒業生がいない2校を含む） 5校

同窓会に対する卒業生名簿の提供について、本人の同意確認の状況は次のとおりであった。

- ・ 文書により依頼し不同意の生徒は期日までに申し出るよう求める 1校
- ・ 卒業生時に行う同窓会の入会式をもって同意したものとす 27校
- ・ 同窓会の事務局の運営を同窓会員である教諭が行っている例が多く見られ、卒業生名簿の同窓会への提供が保有個人情報第三者提供に該当すると認識していない学校も見受けられた。

いずれの事例についても保有個人情報を第三者に提供する場合に必要とされている本人の同意確認の方法が学校間で差異があり、同意の確認が不十分とされている学校の見受けられた。

条例の解釈及び運用基準によると「本人の同意」は、必ずしも書面によることは要せず、口頭ですることとされている。

しかし、生徒保護者の説明会等において口頭説明により了承を求め同意を確認したとする方法では、説明会に欠席した生徒保護者の同意も包括的に確認したこととはならない。

また、同意の確認を行う時期については、2及び3の事務については、入学時しかし同窓会入会時に行っており適切と考える。

生徒に対する予備校模倣試験の実施等の進路指導は1年から大学進学を希望する予備校からの模倣試験結果の取得及び大学受験の合否結果の予備校への提供等進路情報に係る個人情報から指導を行うべきと考える。

個人情報を第三者に提供する場合に必要な本人の同意確認

の手続きは、適切に実施されたい。

(3) 保有個人情報の漏洩事故等が発生した場合の対処方法は適切か

ア 危機管理マニュアル等を整備すべきもの
各学校においては、災害、事故、事件等の非常事態の発生に迅速に対応するため発生が想定されるケース毎に危機管理マニュアルが定められている。この危機管理マニュアルのうち、保有個人情報の漏えい事故等が発生した場合を想定したものの整備状況は、次のとおりであった。

- ・整備済み 6校
- ・未整備 27校

整備済みの6校の規程について、その記載事項を調査した。
保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に必要となる措置として、「知事が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要領」で規定している4項目及び緊急時の連絡体制の記載状況は次のとおりであった。

- ・被害の拡大防止若しくは復旧等のために必要な措置 3校
 - ・再発防止のために必要な措置 6校
 - ・事案の内容、影響等に依りて、事実関係及び再発防止策の公表 3校
 - ・当該事案に係る本人への対応等の措置 3校
 - ・緊急時の連絡体制 4校
- なお、上記の項目すべてが記載されていた学校は1校のみであった。

保有個人情報の漏洩時に迅速に適切な対応をしないと原因の究明や適切な処置が遅れ、被害が拡大し、本人の権利を侵害するばかりでなく、教育機関として生徒・保護者のみならず県民の信頼を大きく損ねる結果となるおそれがある。
緊急時に迅速に適切な対応を実施するため必要な、危機管理体制やマニュアルの作成等必要な措置を講じられたい。

(4) 教職員に対する指導は適切に行われているか

ア 教職員に対する指導を適切に実施すべきもの
各学校の教職員に対する保有個人情報の適正な取扱いに関する指導の実施状況を調査したところ、全ての学校において指導は実施されていた。
教職員に対する個人情報の適正な取扱いの指導方法は次のとおりであった。

- ・文書、資料等を配布し周知を図っている 8校
- ・口頭で注意を喚起する 25校

指導の実施は、年度当初や定期試験の機会をとらえ朝礼や職員会議において

随時実施されていた。
随時実施されていた。
教職員に対する個人情報の取扱いに関する留意事項等の周知にあたっては口頭で注意を喚起するだけでなく、異動時や採用時等、新たな職員が配置された場合は緊急時の対応等も含め定期的に、文書、資料などを配付し研修を行うなど指導を適切に実施されたい。

イ 教職員に対する資料提供を適切に実施すべきもの

平成17年11月4日付けで私学文書課が、職員に対し個人情報の適正な取扱いについて周知を図る目的で県職員ポータルを全庁掲示板に「県の機関における個人情報の取扱い義務の概要について」を掲示した。
県学校において、県職員ポータルにアクセスできるのは校長と事務長等事務室職員に限定されているため、この内容を教員に周知するには、掲示内容を教員がアクセスできる教育情報ネットワークに掲示する、学校毎に掲示用の文書を印刷し配布する、校内LANで各教諭にメール配信する等の方法が必要である。
この内容が教職員に対して周知されたかについて調査したところ、掲示板の文書を印刷し配布する等により周知した学校はわずか2校であった。
また、監査日においても掲示板の内容を認識していない学校が多くあった。
個人情報の適正な取扱いに関する資料が教職員に確実に提供されるよう適切に処理されたい。

2 総合的な意見
各学校の監査を通しての総合的な意見は次のとおりである。

(1) 実施機関として整備する規程について

平成17年4月の個人情報保護条例の全面改正に伴い、実施機関は、保有個人情報の安全確保の措置を講ずることが義務付けられた。
これに伴い、知事部局においては、「知事が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要領」が制定されている。
教育委員会においても、実施機関として、次の各項目について十分検討し、同様の規程を整備するとともに、各所属・職員に対する周知の徹底を図られた。
1 所属の責任を明確に規定するとともに、所属として整備すべき物理的保護措置、技術的保護措置及び組織的保護措置に係る統一的な基準を設けること。
2 文書により取得した個人情報を電子データ化し保存する際に必要な手続き、保存された電子データの管理方法、利用の終わった電子データの廃棄方法等電子的に記録された保有個人情報の管理に関する統一的な規程を設けること。
3 保有する個人情報を第三者に提供する場合に必要な、本人の同意確認を行う時期及び方法に係る統一的な基準を設けること。

(2) 教職員に対する研修の充実について

保有個人情報の適正な取扱いは、組織、規程等が整備され、有効に運用されることで確保される。
組織、規程を有効に運用するためには、個人情報を取り扱う教職員が個人情

報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図ることが必要である。
各学校において、教職員に対し文書や資料等を配付し、条例の概要や個人情報保護に必要な事項の周知を図っていたところは全体の四分の一であった。個人情報情報の適正な取扱いを確保するため、教職員が日常業務のなかで必要とする個人情報に関する個人情報が関係する法規や個人情報情報の適正な取扱いに必要な知識を習得するための研修を実施機関として統一的に実施するなど、教職員に対する研修の充実を図られたい。

- 3 むすび
高度情報通信社会の急速な進展に伴い、個人情報の保護に係る社会環境は大きく変化している。
例えば、電子データを記録する媒体については、旧条例が施行された平成5年当時、フロッピーディスクが主流であったが、現在ではほとんど使用されなくなっている。これに代わり登場したUSBフラッシュメモリは、わずか5～6センチのものでもフロッピーディスク100枚～1000枚以上の情報が記録できるようになり、大量の個人情報の取扱いに悩むことが可能となっている。整備を図るとともに、その時々の社会的環境の変化に合わせて管理体制の整備を図る改善するといった恒久的な取り組みが必要と考える。また、管理体制が整備されたとしても、保有個人情報の適正な取扱いを確保するために、教職員が個人情報の重要性をいかに認識し、どれほど真剣に取り組むかが重要な鍵となる。
このため、委員会として統一的、定期的な教育・研修等の実施を通じて、教職員の個人情報保護に関する意識啓発に努められたい。
今後ともこれらの取組が確実に実施され、教育活動の適正かつ円滑な運営がなされ、個人の権利、利益が保護されることを期待するものである。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番